

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び
低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件
の概要について

令和 3 年 8 月
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

1. 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 9 条の 10 及び第 15 条の 4 の 4 の無害化処理認定制度は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）等）について、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定し、認定を受けた者については、同法に基づく廃棄物処理業及び施設設置に係る許可を得ることなく処理を業として行い、施設を設置することを可能とする制度である。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 28 年 7 月 26 日閣議決定）において、「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めるとともに、その処理料金の低減を図る」とされており、「特に絶縁油の抜油後の筐体（容器）等の安全かつ合理的な処理体制の整備を図る」とこととされている。また、微量 PCB 廃棄物等の適正処理に関する研究会新たな処理方策検討WGにおいて、平成 30 年 10 月に取りまとめが行われ、製鋼用電気炉において低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理を行う際の基準について明確化することや、変圧器等を解体・選別した後の部材の無害化について無害化処理認定制度による既存の認定業者と連携して処理を行うことを可能とすること等が示された。

以上を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等（平成 21 年 11 月環境省告示第 69 号。以下「告示」という。）について、上記のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画において整備を図ることとされた処理体制の整備のための所要の改正を行うこととする。

2. 改正の内容

（1）規則

受け入れる一般廃棄物又は産業廃棄物の全部投入の緩和（規則第 6 条の 24 の 4 第 3 号及び第 12 条の 12 の 16 第 3 号の改正）

無害化処理の内容に係る環境省令で定める基準として、現在は、受け入れる一般廃棄物又は産業廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入することとされているが、受け入れる一般廃棄物又は産業廃棄物の一部のみを当該施設に投入し、その余の一般廃棄物又は産業廃棄物を当該施設に投入しない場合において、当該施設に投入しない一般廃棄物又は産業廃棄物について規則第 6 条の 24 の 2 の規定により環境大臣が定める一般廃棄物又は規則第 12 条の 12 の 14 の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合する無害化処理が確実に行われる場合にあってはこの限りで

ないこととする。

(2) 告示

低濃度PCB廃棄物の無害化処理の内容の基準の追加（告示第2条の改正）

(1)の規則第12条の12の14の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準は、無害化処理認定業者等により、無害化処理の用に供する施設に投入しない低濃度PCB廃棄物（申請者が行った処分に係る中間処理後産業廃棄物に限る。）の全部が確実に無害化処理されることとする。

製鋼用電気炉において低濃度PCB廃棄物の無害化処理を行う際の基準の追加（告示第5条及び第6条の改正）

製鋼用電気炉において低濃度PCB廃棄物の無害化処理を行う際の環境大臣が定める基準は、電気炉等を用いた焼却施設に関する産業廃棄物処理施設の技術上の基準（規則第4条第1項第8号口）及び維持管理の技術上の基準（規則第4条の5第1項第三号口）等の例によることとする。

その他所要の改正を行う。

3. 公布・施行

令和3年8月 公布、同日施行